

カップ付き女性用肌着の使用について（通達）

令和5年12月19日

警察庁丁総発第144号

警察庁総務課長から警視庁総務部長及び各道府県警察（方面）本部長宛て

（概要）

被留置者の羞恥心に配慮する必要性に鑑み、カップ付き女性用肌着（いわゆるブラトップ）の使用及び差入れに関する基準及び留意事項を示したもの。

同通達においては、

- カップ付き女性用肌着の使用に関する基準
 - カップ付き女性用肌着の使用に関する留意事項
- 等を示している。